

「個別論点の検討(6)－不当勧誘に関する規律④、
不当条項に関する規律③－」に関する意見

2015年6月12日

委員 山本健司

1 不当勧誘行為に基づく意思表示の取消しの効果

消費者契約法に基づいて意思表示が取り消された場合について、消費者の事業者に対する返還義務の範囲に関する特則を設けるべきであるという考え方について、どう考えるか。

＜具体的対応＞

【甲案】 事業者は、消費者に対して、物の使用により得られた利益や費消されて原物返還が不可能になった物の客観的価値、権利の行使によって得られた利益、又は提供を受けた役務の対価のそれぞれに相当する金銭の支払いを請求することができないという趣旨の規定を設ける。

【乙案】 意思表示の当時、当該意思表示を取り消すことができることについて善意であった消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定するという趣旨の規定を設ける。

【丙案】 民法の解釈・適用に委ねる。

【意見】

- 1 消費者取消権を行使した場合の返還義務の範囲に関する消費者特則を設けるという考え方に賛成する。
- 2 具体的な対応としては、甲案に賛成する。

【理由】

- 1 返還義務の範囲に関する消費者特則の必要性

消費者契約権を行使しても、提供された役務の対価相当額の原状回復義務を負担しなければならないのでは、契約上の対価の支払義務を負担しているのと同じであり、消費者は全く救済されない。これでは消費者取消権を認めた趣旨が没却されてしまう。のみならず、不当勧誘行為を行った事業者の「やり得」「利得の押し付け」を許す結果となってしまう、極めて不合理である。

有償契約の場合でも、無効原因が「不当勧誘行為の被害者による消費者取消権の行使」である場合には、原状回復義務を免除又は縮減する特別規定を置くことが必要である。

- 2 具体的な対応

(一) 上述のような不合理な事態を回避し、消費者取消権を無意味なものにしたためには、消費者取消権が行使された場合については、提供された役務の対価、費消されて原物返還が不可能になった物の客観的価値、提供された物の使用利益等の返還義務を否定するのが直裁である。この点、甲案の考え方に賛成する。

(二) このように解しても、適用対象となる事業者は、不当勧誘行為の加害者である事業者のみである。真つ当な事業活動を行っている多くの事業者には適用されない。

- (三) 消費者取消権の行使期間と特商法のクーリングオフの行使期間の長短は、効果の取り扱いに差違を設けるべき決定的な理由にはならないと考える（特商法のクーリングオフの行使期間も、書面不交付等によって起算日が進行しない場合には長期間となる）。
- (四) 個別事案において特に問題があるような場合には、信義則や権利濫用規定で合理的な解決を図りうる。

2 不当条項の類型の追加（第2回）

⑤ サルベージ条項

消費者の権利を制限し又は義務を加重するために、強行規範によって全部無効とされる内容に、強行規範によって無効とされない範囲でのみ有効とするという趣旨の限定を加えた条項（いわゆるサルベージ条項）を不当条項とする規定を設けるという考え方についてどう考えるか。

【 意見 】

サルベージ条項を不当条項とする規定を設けることに賛成する。

【 理由 】

このような契約条項は、事業者が強行法規に違反しない限界まで権利を拡張し義務を免れうることを内容としているものであり、仮にかかる契約条項を有効とすれば、事業者は消費者に対して、消費者契約の条項が強行法規によりどこから無効なのかを示すよう迫りうることにもなりかねない。また、適正な内容での契約条項の策定へのインセンティブが事業者に働かないという問題もある。さらに、結果的に消費者が無効の立証を諦め泣き寝入りしかねない点において、現実的な弊害ないしその危険性が著しい。サルベージ条項については、消費者の利益を不当に害する契約条項として無効とすべきである。

⑥ 消費貸借における目的物交付前の解除に伴う損害賠償

諾成的消費貸借において借主が貸主から金銭その他の物を受け取るまでに契約を解除した場合の、貸主の借主に対する損害賠償請求に関し、事業者を貸主、消費者を借主とする時の特則を設けるという考え方についてどう考えるか。

＜具体的な対応＞

① 借主に対する損害賠償請求

貸主は、借主に対し、契約の解除によって受けた損害の賠償を請求することができないという規定を設ける。

② 損害賠償額を予定する条項

法第9条第1号・第10条の解釈・適用に委ねる。

【 意見 】

- 1 消費者が事業者との諾成的消費貸借契約を目的物交付前に解除した場合の、損害賠償に関する消費者特則を設けるという考え方に賛成する。
- 2 具体的な対応としては、下記のような規定などを検討すべきである。

【日弁連改正試案】

第24条 消費貸借契約の貸主が事業者であり、借主が消費者である場合には、借主は、消費貸借の目的物の交付を受けるまでは、契約の解除をすることができる。

2 貸主は、前項の規定による解除がなされた場合、消費者である借主に対し、これに基づく損害賠償請求をすることができない。

3 前2項の規定に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する。

【別案】

「貸主が事業者で借主が消費者である書面による消費貸借契約について、事業者から金銭その他の物を受け取るまでに消費者が契約の解除をした場合、事業者は、消費者に対し、合意していた利息ないし利息相当金を、その契約の解除によって受けた損害として賠償請求することはできない。」

【 理由 】

- 1 目的物交付前解除時の損害賠償に関する消費者特則の必要性

民法改正法案 587 条の 2 第 2 項後段では、諾成的消費貸借において、借主の目的物交付前の解除権行使によって貸主に損害が生じたときは、借主に賠償を請求できると定める。

しかし、消費貸借は有用性を有する契約である反面、同時に大きな危険を内在する契約である。商工ローン問題やサラ金問題などで顕著のように、立場の弱い借主を貸主の高利収受から保護する視点が必要である。この点、消費者である借主が目的物交付前に解除したときに、借主は約定利息金など事業者の履行利益を賠償するのが当然であるといった誤った実務や悪質な業者による濫用的な運用を防ぐ必要がある。

また、消費者金融の場面を想定すると、貸主である消費者金融業者は一般に多数の小口貸付けを行っているため、借主が受領を拒否した金銭を他の顧客に対する貸付けに振り向けること等によって特段の損害が生じないことも多い。少なくとも消費者金融の場面においては借主の損害賠償義務を観念するのは相当でない。

さらに、期限前弁済時に約定の返還期間までに生ずべきであった利息相当額を支払うという条項（早期完済条項）について、消費者契約法 10 条や公序良俗違反として無効とされている裁判例があるところ（事例 2－7－1～2）、借入れから返還までの期間が 0 日である目的物交付前解除の場合には、利息相当額の損害賠償請求を否定すべき必要性・相当性はより高い。

そこで、消費者を借主、事業者を貸主とする消費貸借契約については、消費者である借主が目的物交付前の契約解除が損害賠償の負担によって困難ないし無意味にならないような特則規定を設けるべきである。

- 2 具体的な対応

(一) 民法改正法案 587 条の 2 第 2 項後段で解釈に委ねられた損害賠償請求権の存否・範囲の問題について、民法の原則的な権利義務関係からの乖離を重要

な判断要素の1つとする消費者契約法10条等の不当条項規定で適切に規律することができるのかは不透明である。その意味で、この問題に関する消費者特則を明文で規定すべきである。

(二) 具体的には、下記のような規定例などが考えられる。

【日弁連改正試案】

第24条 消費貸借契約の貸主が事業者であり、借主が消費者である場合には、借主は、消費貸借の目的物の交付を受けるまでは、契約の解除をすることができる。

2 貸主は、前項の規定による解除がなされた場合、消費者である借主に対し、これに基づく損害賠償請求をすることができない。

3 前2項の規定に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する。

【別案】

「貸主が事業者で借主が消費者である書面による消費貸借契約について、事業者から金銭その他の物を受け取るまでに消費者が契約の解除をした場合、事業者は、消費者に対し、合意していた利息ないし利息相当金を、その契約の解除によって受けた損害として賠償請求することはできない。」

⑦ 消費貸借における期限前の弁済に伴う損害賠償

消費貸借において期限前の弁済が行われた際の貸主の借主に対する損害賠償請求について、事業者を貸主、消費者を借主とするときの特則を設けるという考え方について、どう考えるか。

＜具体的な対応＞

① 借主に対する損害賠償請求

貸主は、借主に対し、期限前の弁済によって受けた損害の賠償を請求することができないという規定を設ける。

② 損害賠償額を予定する条項

【甲案】 期限前の弁済に伴う損害賠償の額を予定する条項について、当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分を無効とする規定を設ける。

【乙案】 法第10条の解釈・適用に委ねる。

【意見】

1 消費者が事業者との消費貸借契約について期限前弁済をした場合の、損害賠償に関する特則を設けるべきであるという考え方に賛成する。

2 具体的な対応としては、下記のような規定などを検討すべきである。

【日弁連改正試案】

第25条 貸主が事業者で借主が消費者である消費貸借契約においては、当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主はいつでも返還をすることができる。

2 前項の規定により、借主から返還時期の前に返還がなされた場合であっても、貸主は借主に対し、これに基づく損害賠償請求をすることができない。

3 前2項の規定に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する。

【別案】

「貸主が事業者で借主が消費者である消費貸借契約について、消費者が事業者に対し合意した返還期限の前に金銭その他の物を返還した場合、事業者は、消費者に対し、弁済日以降の利息ないし利息相当金を、上記の返済によって受けた損害として賠償請求することはできない。」

【理由】

1 期限前弁済時の損害賠償に関する消費者特則の必要性

民法改正法案 591 条第 3 項では、消費貸借において、借主の期限前弁済によって貸主に損害が生じたときは、借主に賠償を請求できることを定める。

しかし、消費貸借契約においては、立場の弱い借主を貸主の高利収受から保護する視点が必要である。この点、消費者である借主が期限前弁済したときに、借主は約定利息金など事業者の履行利益を賠償するのが当然であるといった誤った実務や悪質な業者による濫用的な運用を防ぐ必要がある。

また、消費者金融の場面を想定すると、貸主である消費者金融業者は一般に多数の小口貸付けを行っているため、借主が期限前弁済をした金銭を他の顧客に対する貸付けに振り向けること等によって特段の損害が生じないことも多い。少なくとも消費者金融の場面においては借主の損害賠償義務を観念するのは相当でない。

さらに、期限前弁済時に約定の返還期間までに生ずべきであった利息相当額を支払うという条項（早期完済条項）について、消費者契約法 10 条や公序良俗違反として無効とされている裁判例もある（事例 2-7-1～2）。

そこで、消費者を借主、事業者を貸主とする消費貸借契約については、損害賠償の負担によって、消費者である借主による期限前弁済が困難ないし無意味にならないような特則規定を設けるべきである。

2 具体的な対応

(一) 民法改正法案 591 条第 3 項で解釈に委ねられた損害賠償請求権の存否・範囲の問題について、民法の原則的な権利義務関係からの乖離を重要な判断要素の 1 つとする消費者契約法 10 条等の不当条項規定で適切に規律することができるのかが不透明である。その意味で、この問題に関する消費者特則を明文で規定すべきである。

(二) 具体的には、下記のような規定例などが考えられる。

【日弁連改正試案】

第 25 条 貸主が事業者で借主が消費者である消費貸借契約においては、当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主はいつでも返還をすることができる。

2 前項の規定により、借主から返還時期の前に返還がなされた場合であっても、貸主は借主に対し、これに基づく損害賠償請求をすることができない。

3 前 2 項の規定に反する消費者契約の条項は不当条項と推定する。

【別案】

「貸主が事業者で借主が消費者である消費貸借契約について、消費者が事業者に対し合意した返還期限の前に金銭その他の物を返還した場合、事業者は、消費者に対し、弁済日以降の利息ないし利息相当金を、上記の返済によって受けた損害として賠償請求することはできない。」

3. 抗弁の接続／複数契約の無効・取消し・解除

抗弁の接続、複数契約の無効・取消し・解除に関する規律の在り方については、まずは関連法制の検討の状況を注視しつつ、裁判例や消費生活相談事例の蓄積を待って検討することとしてはどうか。

【 意見 】

- 1 現時点での立法の見送りには反対である。
- 2 特に抗弁の接続については、種々の消費者契約被害において横断的かつ重大な問題となっており、私法上の立法対応は重大かつ急務である。

【 理由 】

1 抗弁の接続

(一) 抗弁の接続規定の必要性

- (1) 現代社会では、多くの商品販売契約等と与信契約は、形式的には別当事者間の別契約として行われているが、事案によっては経済的・実質的に見て不可分一体をなしていると認められる事案も少なくない。このような事案において、消費者が供給業者に対しては不実告知等に基づく消費者取消権等を主張できるが、経済的・実質的に供給業者と一体をなしている与信業者は消費者に対して何ら制約無く与信契約上の債務の履行を求めることができるというのは、明らかに不合理な結論である。特に、供給業者の倒産や所在不明などが発生した場合において、上記の問題は消費者に極めて深刻な事態を引き起こす。
- (2) また、供給業者と与信業者が上記のような提携関係にある場合には、与信業者は供給業者からの活動で利益を得る一方で、与信業者は提携関係を通じて供給業者を監督でき、またリスクを分散できる。そのような与信業者は、提携関係にある供給業者に生じた事由について消費者に対し一定の責任を負って然るべきである。
- (3) 現在、割賦販売法において抗弁の接続規定が定められ、活用されている。しかし、与信契約の種類・方式・取引対象等で救済されない場面も少なくない。
- (4) 最判平成2年2月20日集民第159号151頁は、原則として抗弁の接続を否定しつつも、与信業者において供給業者の不履行に至るべき事情を知り若しくは知り得べきでありながら与信を実行したなどの不履行の結果を与信業者に帰せしめるのを信義則上相当とする特段の事情がある場合には、購入者が、供給業者に対して生じた事由をもって与信業者に対する債務の弁済を拒むことができる旨判示している。
- (5) 実際にも、不当勧誘行為の被害者である消費者が与信業者に対する関係で残存する与信契約の支払債務に苦しむという被害事例は、デート商法被害、電話機等リース被害、副業勧誘サイト被害、サクラサイト被害、投資用DVD被害、高齢者へのつけ込み型不当勧誘被害や過量販売被害など、極めて多い。

(二) 具体的な対応

具体的には、下記のような規定例などが考えられる。

【日弁連改正試案】

第26条 消費者が事業者との間で有償の契約を締結するに伴い、当該消費者がその対価の全部又は一部の支払いに充てるため、当該事業者とは異なる事業者（以下「貸主」という。）との間で金銭消費貸借契約を締結する場合であって、当該有償契約と当該金銭消費貸借契約の目的及び締結の過程に牽連性が認められるときは、当該消費者は、当該有償契約において事業者に対して生じている事由をもって貸主に対する債務の弁済を拒むことができる。

2 前項の規定に反する特約は無効とする。

3 前2項の規定は、金銭消費貸借契約と実質的に同一の機能を有する与信契約に準用する。

2 複数契約の無効・取消・解除

(一) 複数契約の無効・取消・解除規定の必要性

- (1) 現代社会においては、取引の要請にしたがって、1つの取引に各種の契約を組み合わせる現象が多数見られるようになっている。そして、上記のような複数契約が結合した取引形態の増加に伴って、そのような取引に関与した消費者と事業者との契約トラブルも発生している（例：屋内プールを含むスポーツ施設を利用すること（会員権契約）を主要な目的としたリゾートマンション区分所有権売買契約、A B間（Aは高齢者）のマンション売買契約とA C間のライフケアサービス契約及びA D間のケアホテル会員契約など）。
- (2) このような取引社会の実状を踏まえると、取引の目的や当事者らの認識において、複数の契約が一つのパッケージとして相互に密接に関連づけられた契約群であると評価できるような場合には、全体として契約の取消、無効あるいは解除を主張できるような法規範を定立することが、取引の実態にも、当事者らの認識にも、社会正義の観点にも、法律関係の明確化という観点にも合致すると考えられる。
- (3) この点、最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁も、「同一当事者間の債権債務関係がその形式は甲契約及び乙契約といった2個以上の契約から成る場合であっても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、社会通念上、甲契約及び乙契約のいずれかが履行されるだけでは契約を締結した目的が全体として達成されないと認められる場合」には、甲契約の債務不履行を理由に甲契約と併せて乙契約をも解除できると判示している。

(二) 具体的な対応

具体的には、最判平成8年11月12日を参考にしつつ、複数当事者間の複数契約の問題も視野に入れると、下記のような規定例などが考えられる。

【日弁連改正試案】

（複数契約の取消し、無効及び解除）

第22条 一の消費者が締結した複数の消費者契約について、各契約の目的が相互に密接に関連しており、社会通念上いずれかの契約が存在するだけでは

契約を締結した目的が全体として達成することができない場合であって、各契約の相手方である事業者がそれを知っているときは、消費者は一の消費者契約の取消原因又は無効原因に基づき、複数の消費者契約全部の取消し又は無効を主張することができる。

- 2 一の消費者が締結した複数の消費者契約について、各契約の目的が相互に密接に関連しており、社会通念上いずれかの契約が履行されただけでは契約を締結した目的が全体として達成することができない場合であって、各契約の相手方である事業者がそれを知っているときは、消費者は一の消費者契約の解除原因に基づき、複数の消費者契約全部の解除を主張することができる。

4. 継続的契約の任意解除権

継続的契約の任意解除権に関する規律の在り方については、関連法制の運用や取引の状況等を注視することとしてはどうか。

【意見】

- 1 現時点での立法の見送りには反対である。
- 2 具体的には、下記のような規定の立法を検討すべきと考える。

【日弁連改正試案】

第23条

消費者は、次の各号に該当する消費者契約を、事業者に対し相当な期間を定めて通知することによって、将来に向かって解約することができる。

- 一 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して役務を提供し、消費者がこれを受領する契約
 - 二 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して役務を提供する権利を販売し、消費者が当該権利を購入する契約
 - 三 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して物品等を販売し、消費者が当該物品等を購入する契約
 - 四 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり物品を賃貸し、消費者が当該物品を借り受ける契約
- 2 事業者は、前項の規定による中途解除がされた場合、消費者に対し、名目を問わず、解約手続に必要な事務手数料及び契約期間1か月分の対価（当該消費者契約の性格に照らして合理的に考えられる最小区分の契約期間が1か月未満の場合には、その最小区分の契約期間の対価とする）を上回る金銭の支払を請求することはできない。
 - 3 第1項に規定する中途解約権を認めない消費者契約の条項は不当条項とみなす。
 - 4 第1項に規定する中途解約権を制限する消費者契約の条項及び中途解約時に第2項に規定する金額を上回る金銭の支払を定める消費者契約の条項は、不当条項と推定する。

【別案】

「第●条 事業者である売主が消費者である買主に対し一定の期間を定めて物品を継続的に販売する契約について、消費者は、事業者に対し相当な期間を定めて通知することによって、当該契約を将来に向かって解約することができる。

- 2 前項の場合において、事業者は、消費者に対し、違約金を請求することはできない。ただし、当該消費者契約の性格に照らして合理的な理由があり、かつ、その金額が相当である場合を除く。

※「2 前項の場合において、事業者は、消費者に対し、当該消費者契約の性格に照らして合理的な理由があり、かつ、その金額が相当である限度において、違約金を請求することができる。」

【理由】

1 継続的契約の任意解約権規定の必要性

- (一) 継続的契約の場合、契約期間が長期間となり、消費者契約においては対価が高額になることが多い。契約締結後に転勤など契約を継続することが困難となる事情が生ずる場合もある。また、継続的役務提供契約の場合には、役務の内容を事前に把握することが困難で、実際にその提供を受けてからその内容を知ることも多い。希望しない継続的契約に長期間拘束され続けることは、消費者にとって大きな不利益である。
- (二) また、継続的契約には、委任、準委任など相互解除の自由ないし中途解約権が民法に規定されているものもあるが、継続的な物品販売契約など中途解約権を肯定する明文規定が存在しないものもある。実際にも、長期に亘る新聞、食品、学習教材等の購入契約などの中途解約をめぐる問題が、大きな紛争や苦情の対象となっている。このような消費者トラブルを手当するという観点からも、継続的な物品販売契約などについても中途解約権を明定しておく必要がある。
- (三) また、事業者の利益保護という観点からは、中途解約の際には事業者から消費者に対して合理的で相当な違約金ならば請求できるなど、金銭による解決が可能であることを明らかにすれば、大きな弊害はないはずである。
- (四) このように、消費者契約に係る継続的契約においては、消費者に対し、将来的に契約から離脱できる解約権を認めることが必要かつ相当である。

2 具体的な対応

具体的には、下記のような規定例などが考えられる。

【日弁連改正試案】

第23条

消費者は、次の各号に該当する消費者契約を、事業者に対し相当な期間を定めて通知することによって、将来に向かって解約することができる。

- 一 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して役務を提供し、消費者がこれを受領する契約
 - 二 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して役務を提供する権利を販売し、消費者が当該権利を購入する契約
 - 三 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり継続して物品等を販売し、消費者が当該物品等を購入する契約
 - 四 事業者が消費者に対し、有償で2か月以上の期間にわたり物品を賃貸し、消費者が当該物品を借り受ける契約
- 2 事業者は、前項の規定による中途解除がされた場合、消費者に対し、名目を問わず、解約手続に必要な事務手数料及び契約期間1か月分の対価（当該消費者契約の性格に照らして合理的に考えられる最小区分の契約期間が1か月未満の場合には、その最小区分の契約期間の対価とする）を上回る金銭の支払を請求することはできない。
- 3 第1項に規定する中途解約権を認めない消費者契約の条項は不当条項とみなす。
- 4 第1項に規定する中途解約権を制限する消費者契約の条項及び中途解約時に第2項に規定する金額を上回る金銭の支払を定める消費者契約の条項は、不当条項と推定する。

【別案】

「第●条 事業者である売主が消費者である買主に対し一定の期間を定めて物品を継続的に販売する契約について、消費者は、事業者に対し相当な期間を定めて通知することによって、当該契約を将来に向かって解約することができる。

2 前項の場合において、事業者は、消費者に対し、違約金を請求することはできない。ただし、当該消費者契約の性格に照らして合理的な理由があり、かつ、その金額が相当である場合を除く。

※「2 前項の場合において、事業者は、消費者に対し、当該消費者契約の性格に照らして合理的な理由があり、かつ、その金額が相当である限度において、違約金を請求することができる。」

以上